

(秋提案)募集期間:平成27年10月6日(火)～10月30日(金)

提案主体の氏名 又は団体名	提案名	事業の 実施場所	具体的な事業の実施内容	事業を実施した場合に想定される 経済的社会的効果	事業の実施を不可能又は困難とさせている 規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容
株式会社COAST NPO法人沖縄新 事業支援機構 Super Yacht Logistics 株式会社エフ・ク レスト	「スーパー ヨット特区」 を軸とした 地域振興	「沖縄県」 「石垣市」 沖縄県を 国家戦略 特別区域と して、日本 へのスー パーヨット 観光の玄 関とする。 その後、 当該規制 改革地域 を全国に 拡げるこ とで、スー パーヨット によるイン バウ ンドの流れ を日本 津々浦々 に展開す る。 来日する スーパ ーヨットに 回遊性を持 たせるこ とで、日本 が長期滞 在が可能な 魅力的な 目的地とな り、島嶼を 含む地方 の港湾地 域の経済 振興に有 効なビジ ット・ジャ パン事 業になると 考える。	カリブ海諸国のGDP6%を占める スーパーヨット、メガヨット及びプレ ジャーボート産業を日本に誘発し、国と 地方が広域に連携して取り組む訪日プ ロモーション事業。 スーパーヨット等所有者は欧米やア ジアの超富裕層で、寄港する地域経済 を活性化し、多様な雇用を創出する。 クルーズ船の旅行客1人あたりの寄港 地での消費金額が4万円程に対して、 過去に日本に来たメガヨットは、オーナ ーとクルー40人が3か月の滞在で寄港地 に8,000万円程を出費した。 スーパーヨット等のチャータークル ージングは滞在日数が長く、オーナーお よびクルーは高いモラルと教育レベ ルを有する人々であり、地域の伝統文 化、環境保護にも理解が深い。島嶼地 域を含む広域での誘客が、港湾等 の最小限の整備と規制緩和で実現でき る。 (注釈) スーパーヨット:100m以上の個人所有 船 メガヨット:24m以上の個人所有船 プレジャーボート:24m未満の個人所 有船	スーパーヨット等のチャーターク ルーズ市場は7,000億円を超え、 年率10%で成長し、特に超富裕層 が増加するアジアマーケットが拡 大している。世界経済で活躍する スーパーヨットの所有者は、日本 の素晴らしい海、伝統・文化に興 味をもち、日本でのクルージングを 熱望している。マリーナ使用、船舶 メンテナンス、燃料購入、オー ナー、ゲスト、クルー等の飲食・宿 泊等への支出は、単なる地域産 品の購買費と桁が違い、地域経済に 貢献する産業として成立し、地元 の若者に多様な雇用と国際理解 の機会を与える。 併せて、チャータークルーズは海 路で日本列島を旅する縦断的観 光ルートを形成する。 プライベートジェットの所有者は、 スーパーヨットも所有しているケ ースが多く、空路で来日して、クル ージングする相乗効果が期待でき る。 本事業は世界の富裕層に対する 日本ブランドの訴求となり、強力な インフルエンサー対策として戦略 的訪日拡大プランを推進すると考 える。 また、世界で年間5,000億円超の スーパーヨット等が造船されている が、商用船において世界一を誇る 日本はこの分野でTOP30に入れ ずにおり、増産の潜在性を有す る。	日本では、スーパーヨットおよびメガヨ ットを含む外国船籍による日本国内で完結 するクルーズ業務が法的に規制されてい る。(カボタージュ規制:自国内の輸送を 自国の航空機または船に限定) 沿岸輸送特許、上陸許可証、不開港出 入特許、上陸許可等の手続きが、移動の 度に必要であり、申請における時間的制 約、提出方法等の諸条件も厳しい。 このことは事前に旅程を組まず、気象 海象条件やオーナー・ゲストの意向で、 自由な運航を求めるスーパーヨットおよ びプレジャーボートの行動特性に合わ ず、訪日の障害壁となっている。	船舶法第3条 船舶法第3条 関税法第15条 出入国管理及び難民認定 法第57条	1-1. カボタージュ規制の部分的緩和 カボタージュ規制を全面的に規制緩和する必要はないが、スーパーヨット等の小型客船によるチャータークルーズ産業は日本国内に現存していないため、カボタージュ規制で保護すべき国内業者がいらないこの分野に限定した規制緩和を提案。 現船舶法では「日本船舶」と「それ以外」の区別しかないが、「それ以外」の外国船籍船において「商用」と「個人所有船(プライベート)」を区別する新たな措置を取ると共に周知する体制も整える。 例)個人所有船舶によるクルーズサービスを提供できる人数および期間を、仮に最大24人、12か月以内等と制限→商用クルーズサービスを行う国内業者を保護し、外国籍個人所有船(スーパーヨットを含むプレジャーボート)の国内クルーズによる経済効果を享受することが可能 ※カボタージュ規制のある諸外国においても、商用と個人所有の船舶を区別することは一般的 2-1. 入国法規準拠の手続きを迅速且つワンストップ化 外国籍のスーパーヨット等が日本国内において容易に入国・運行することが出来るように、全ての必要入国法規準拠の手続きを迅速・簡易にして、重複作業の軽減とワンストップ化を検討するとともに、それを周知する体制を整える。 2-2. クルージングパーミット制度の導入 個人所有船舶(貨物船は除く)が入国後日本国内を一定期間、開港、不開港を問わず自由に航行出来るクルージングパーミット制度の導入を検討するとともにそれを周知する体制を整える。 ※クルージングパーミット制度は米国等でも導入されている制度で、日本に導入することでスーパーヨットによる経済効果が島嶼地域にも及び、離島振興対策が可能